

■令和4年11月2日事業者対話の結果

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1	02_入札説明書	P3	第2	5	(1)	庁舎建替事業	令和8年3月31日が新庁舎の引渡しと記載されていますが、引渡しを前倒した場合、審査する際どのように思われるでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.6の回答をご確認ください。
2	02_入札説明書	P3	第2	2	(2)	余剰地活用事業	余剰地活用事業の事業期間は旧庁舎等の解体後とありますが、庁舎解体前に先に事業用定期借地権設定契約を締結し、事業を開始することは可能でしょうか。また、事業期間の最長は30年ですが、最短は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.3の回答をご確認ください。
3	02_入札説明書	P3	第2	5	(1)	庁舎建替事業	引渡しについて、新庁舎が完成した後、車庫や駐車場は既存の建物を壊さないと作業ができない場合も想定されます。その場合は、完成した新庁舎の引渡しを先に行い、車庫や駐車場等の引渡しは順次、それぞれの工事完了後という考えで宜しいでしょうか。それとも新庁舎や車庫・駐車場も一緒に引渡しを行わないといけないでしょうか。	新庁舎及び車庫・駐車場等の付属棟については、工期の関係から、それぞれ完成した時点で順次、引渡しいたたくことも可能です。(全ての完成が揃うまで、一緒に引渡しを行う必要はありません。)維持管理業務の開始日については、新庁舎の引渡し日から15年としてください。なお、新庁舎の引渡しは、原則令和8年3月までとし、付属棟の引渡しについては、令和8年3月以降でも可とします。
4	02_入札説明書	P6	第3	1	5項	入札参加者の構成等	事業者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。ただし、建設業法等の各種法令との関係を整理したうえで提案すること。とあります。県外に本社を置く業者がSPCの代表企業となる事業形態とした場合、妥当な形態と理解してよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.7の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
5	02_入札説明書	P6	第3	1	5項	入札参加者の構成等	SPCを設立する場合における各契約書の様式はどのようなものでしょうか。	SPCを設立する場合も、契約は一本化しません。各業務の契約については県と各事業者との契約になります。
6	02_入札説明書	P8	第3	2	(2)	ウ建設業務に当たるもの	建設業務において共同企業体を構成し施工にあたることとした場合、資格要件を満たす大分県内の建設業者と県外の建設業者との構成で妥当と理解してよろしいでしょうか。また一方で代表構成員はすべての資格要件を満たすがその他構成員は経審の総合評定値(P点)が950点未満でも参加は可能との理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.16の回答をご確認ください。
7	02_入札説明書	P11	第3	4		選定スケジュール	提案締め切り日を伸ばす可能性はないのでしょうか。20日以降に設定いただくことを希望します。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.20の回答をご確認ください。
8	02_入札説明書	P11	第3	4		選定スケジュール	「令和5年1月11日 入札書及び提案書の提出期限」とありますが、本事業は執務内容の異なる4事業所の複合建物のため、その関連性や独立性等の緻密な計画が必要であり、また工事中は、新庁舎建設時、既存建物解体時、外構工事時と数回に渡る駐車場のローリング計画等の検討が重要となるため、上記の提出期限を1月末日に延長して頂く事は出来ないでしょうか。ご検討をお願い致します。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo. 20の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
9	02_入札説明書	P14	第3	7		予定価格	<p>予定価格は、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。とあります。また想定されるリスクと責任分担において1.庁舎建替事業の物価において、契約締結後のインフレ・デフレのリスクは双方で分担とあり基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担とありますが、この締結後とは工事請負契約などの仮契約後、議会の議決を経た時点と理解します。この基準値を超えた部分を県の負担とあるのは、工事請負契約書(案)の第26条に記載の全体スライド、単品スライド及びインフレスライド条項によることと推察しますがこの協議を行う場合の起算日について契約締結後ではなく、入札後として頂くこととならないでしょうか。よって契約案第26条1項の「この契約締結の日から」を「入札の日から」、同様に4項の「この契約締結の日」を「この入札の日」として頂けないでしょうか。</p> <p>もしくは冒頭に予定価格には物価変動に応じた改定は見込んでいないとのことですので、貴県が事業予算を算定した時点に起算日を設定して頂くなどのご検討をお願いいたします。</p> <p>昨今の物価上昇のありかたから応札価格を決定し提案した時点から6ヶ月程経過した議会議決時点からの起算になりますと適正な価格での応札となりにくいことが予想されます。</p>	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.41の回答をご確認ください。
10	02_入札説明書	P14	第3	7		予定価格	<p>予定価格には、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。とあります。これはつまり、予定価格には入札公告時点で既に上昇している現時点の物価等を含んでいないということでしょうか。</p> <p>金利や物価変動等の改定を見込んでいない今回の予定価格は何年何月に設定した金額であるかご教示ください。</p>	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo. 33の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
11	02_入札説明書	P14	第3	7		予定価格	「本事業の予定価格には、金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない」とありますが、公告日時点までの物価上昇も見込んでいないという意味合いでしょうか。また、提示の2,418,004,546円の設定時期をご教示ください。設定時期が、例えば数か月前であれば、本事業の契約時には、その間の物価スライド分を加えた金額となる想定でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.38の回答をご確認ください。
12	02_入札説明書	P14	第3	7		予定価格	本事業内容(庁舎棟4,500㎡、車庫棟500㎡、既存建物解体、外構工事)の設計・監理、建設工事及び維持管理としては、非常に厳しい金額と考えられますが、事業費の見直しをお願いできないでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo. 37の回答をご確認ください。
13	02_入札説明書	P14	第3	7		予定価格	「本事業の予定価格には、金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない」とありますが、昨今の急激な資材高騰を鑑み、事業費の見直しをお願いできないでしょうか。また、貴県の物価変動に対する算定基準は「工事請負契約書(案)第26条」に記載の全体スライド、単品スライド及びインフレスライドに該当した場合のみとの想定でしょうか。ご教示ください。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.37の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
14	02_入札説明書	P16	第5	1	(2)	整備すべき機能の概要 ア庁舎建替事業の概要	○庁舎施設の各部門において示される基準面積には各部門の通路(受付、各所室に面する廊下等)を含んで良いでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.43の回答をご確認ください。
15	02_入札説明書	P17	第5	2	(2)	余剰地活用事業	余剰地活用事業について具体的な想定用途はあるでしょうか。	具体的な想定はありませんが、事業の安定性を重視しています。
16	02_入札説明書	P19	第6	2		県による本事業の実施状況のモニタリング	モニタリングのタイミングについて、事業の各段階において行うという理解でよいでしょうか。	業務ごとに行います。さらに、例えば設計の場合であれば基本設計、実施設計それぞれの完了段階で実施します。業務を進める中で、打合せ等の場を活用しながら要求水準の充足や進捗、法令等への適合等を随時確認するとともに、各業務完了時に報告を提出いただきます。具体的な打合せの頻度等については協議により決定します。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
17	02_入札説明書	P20	第7	(1)		契約の形態	今回DBO方式での事業形態の為、SPCを組むグループや共同企業体で参加するグループに分かれると思われます。一般的には、どちらにしても契約形態は1本になると思われるのですが、基本協定では、SPCもしくは共同企業体で契約するようになっています。しかしながら、契約書は各事業で締結するようになっている理由はなぜでしょうか。事業の一括契約とならないのでしょうか。ちなみに普通のDB方式の場合、基本協定も契約書も建設・設計・監理の共同企業体で1本の契約で行っています。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.50の回答をご確認ください。
18	02_入札説明書	P20	第7	(1)		契約の形態	設計・施工について、共同企業体と一括した契約を締結しても良いのではないのでしょうか。業務ごとの契約とする理由をお聞かせいただきたい。	国交省による設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)(平成21年3月)では、建設業法上、設計企業は設計の責任を負い施工に関する連帯責任を負わないことを、また、建設企業は施工の責任を負い設計に関する連帯責任を負わないことを明確にする必要がある、とされています。この考え方にに基づき、個々の業務ごとに契約を締結する形態としています。
19	03_要求水準書	P8	II	第1	2	整備範囲	既存擁壁について改修・補強を問わず、維持管理範囲に含まれないという理解でよろしいのでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo. 67の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
20	03_要求水準書	P8	II	第1	2	(2)解体範囲	擁壁の取扱について 回答No.63にて「提案(計画)内容により、擁壁の改修・補強が生じた場合は事業者の負担となります」とあります。建築確認申請時に、既存擁壁等の健全性を問われ、補強が必要となった場合の費用は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	提案(計画)内容により擁壁の改修・補強が生じた場合は事業者の負担となります。擁壁に影響のない建物配置等の提案の場合であって、建築確認申請時に敷地の安全性の観点から直接指摘があった場合の対応については、ご理解のとおりです。
21	03_要求水準書	P11	II	第2	2	設計実施体制	解体業務について、監理技術者と照査技術者を兼ねることはできるでしょうか。	解体業務はにおける照査技術者の配置は不要です。要求水準書 II 第2 2の解体設計常務の配置予定技術者の要件「○照査技術者を1名配置すること」は削除します。
22	03_要求水準書	P10	II	第1	3	(2)面積	(2)面積 基準面積は+10%、-5%と記載ありますが、それぞれの±%を増加、減少いただくことは可能でしょうか。 (例:+15%、-10%等)	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.73の回答をご確認ください。
23	03_要求水準書	P12	II	第2	4	(1)事前調査業務 エ既存状況調査	現時点の目視で、既存擁壁にひび割れ等が見受けられ耐久性や適合した擁壁の判断ができないため、決定した事業者が状況調査を行い、擁壁等が不適合な場合の修繕や新設等の費用は提案時には予見できないため、県の負担でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.63の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
24	03_要求水準書	P12	Ⅱ	第2	4	(1)事前調査業務 エ既存状況調査	確認検査機関から擁壁の健全性についての対応必要性を指摘された場合、必要な費用負担は県の負担と考えてよいでしょうか。	提案(計画)内容により擁壁の改修・補強が生じた場合は事業者の負担となります。擁壁に影響のない建物配置等の提案の場合であって、建築確認申請時に敷地の安全性の観点から直接指摘があった場合の対応については、ご理解のとおりです。
25	03_要求水準書	P13	Ⅱ	第2	4	(1)建築計画 オ 既存施設汚染物質調査 (アスベスト等)	既存建物にアスベストが含まれていた場合、その処分費は、本事業外との想定でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.78の回答をご確認ください。
26	03_要求水準書	P13	Ⅱ	第2	4	(1)建築計画 オ 既存施設汚染物質調査 (アスベスト等)	アスベスト対応に数か月を要する可能性があります、解体期間の延長であり、工期の遅れではないという理解でよいでしょうか。	引き渡しや新庁舎への入居時期に影響が出なければ工期の遅れとは扱いません。また解体期間が延びた場合も、維持管理期間は新庁舎の引き渡し時点からとなります。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
27	03_要求水準書	P13	II	第2	4	(1)事前調査業務 カ 既存家具・什器備品調査	「文章量調査」は何をどこまでする想定でしょうか。基本的には引越しのための書類調査という考えで良いのでしょうか。また、この文章量調査は各課の皆さんの机内部の書類等も含まれるのでしょうか。書類の内容によっては第三者が見てはいけない書類もあると思うのですが、そのような書類の扱いはどうすれば良いのでしょうか。	引越し業務及び基本・実施設計業務のためと考えております。基本・実施設計にあたり、どれくらいの大きさ等の倉庫書庫が必要となるかご確認いただきたいと考えております。各課の机内部の書類については、確認不要です。引越しの時点では、一人3箱程度の段ボールを配付し、各職員で段ボールに詰めることを想定しています。機密文書については、調査時には管理する所属の者が立ち会いますが、文書の内容が分かるものはご確認いただけません。
28	03_要求水準書	P14	II	第2	4	(2)基本・実施設計業務 ウZEB化検討	脱炭素社会の実現に寄与する総合庁舎計画とするため、ZEB(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready等)を実現することとありますが、ZEB Ready以上の達成が必須と考えて宜しいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.82の回答をご確認ください。
29	03_要求水準書	P16	II	第2	5	(1)要求水準 建築計画 ウゾーニング・ 動線(庁舎内)	共用室や共用設備の計画が求められていますが、当該共用室や共用設備の予約受付などの運用は、貴県にて実施され、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.86の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
30	03_要求水準書	P18	II	第2	5	(1)要求水準 建築計画 カサイン計画 (内部)	県広報用の情報表示ディスプレイの運用は庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.94の回答をご確認ください。
31	03_要求水準書	P20	II	第2	5	(2)建築計画 サフリーアドレス計画	契約締結後に実施設計を行う際は、県と協議し各所属・各課へのヒアリングを行うとあり、要望は取り入れてまいります。提案時の想定より費用が嵩む場合は、添付資料の想定されるリスクと責任分担のNo25に記載の「県の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による変更・遅延」のリスク分担により、県にて費用を負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.103の回答をご確認ください。
32	03_要求水準書	P20	II	第2	5	(1)建築計画 シ 什器・備品 計画	記載のない什器が後から見つかれば、事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
33	03_要求水準書	P21	Ⅱ	第2	5	(1)建築計画 ソ保全計画	BIMの導入等、増改築、保全、改修に配慮することとあります。BIMは庁舎運用開始後に生じる将来計画を見越した活用を想定されているのでしょうか。またその場合、庁舎竣工時に躯体、開口部仕様、各所仕上・仕様、設備機器・配管等、全てを反映したデータの作成が必要ということでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.104の回答をご確認ください。
34	03_要求水準書	P21	Ⅱ	第2	5	(1)建築計画 ソ保全計画	BIMは、導入後の運用に応じたデータ整備が必要になると考えています。維持管理段階でのデータ活用方針等があればご教示ください。また、現時点で、データ整備費が見込まれているのか、また、どの程度の額なのか、ご教示ください。	現時点で、具体的な活用方法等は決まっておらず、検討中です。 データ整備費については見込んでおらず、事業者側で無理無く対応できる範囲内で、ご対応いただくことを想定しています。 BIMについては、県の他の工事でも活用しようとする動きがあり、本事業でも対応していきたいと考えています。
35	03_要求水準書	P24	Ⅱ	第2	5	(3)電気設備計画 ス防犯管理設備	各階ごと、かつ各所属の使用時間に応じた警備区域としますが、入退管理設備によるセキュリティーカードを導入する場合、職員証とセキュリティーカードを一体とするような想定はありますでしょうか。その場合、事業期間の途中に発生する異動や紛失等による書き換え作業は庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。また、カードの追加発行に係る費用も貴県負担との理解で良いでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.118の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
36	03_要求水準書	P24	II	第2	5	(3)電気設備計画 防犯管理設備	最初に用意するセキュリティカードの枚数は現在の職員数分と考えてよいでしょうか。	業務状況等により運用開始段階の職員数は現在の職員数から増減が生じる可能性があります。また、カードの必要枚数は最初に職員数に加え、十数枚予備を用意していただきたいと考えています。
37	03_要求水準書	P27	II	第2	5	(7)各機能計画	別府土木事務所において、情報機器を機器等の「設置場所については担当職員と、移設方法等については管理受託者と協議のうえ、実施すること」とありますが、情報機器の移設費は本事業費に含まれるのでしょうか。含むのであれば、見積に必要な既設図面等をご提示ください。	図面等がないため、現状の写真をお渡しします。なお、セキュリティ上の理由等から、電子メールで希望のあった方へのみお渡しします。 希望する方は、 ・社名、グループ名、団体名等の名称 ・データを利用する所属名 ・担当者の氏名 ・連絡先(電話番号及び電子メールアドレス) を記載のうえ、別府総合庁舎建替事業事務局の電子メール(bepu11150@pref.oita.jp)までご連絡ください。
38	03_要求水準書	P28	II	第2	5	(8)余剰地設定	実際の余剰地活用は数年先になるため、現時点で出店の確約が難しいのですが、提案時には複数案を提示しなければいけないでしょうか。 それとも1つの提案でも問題ないでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.130の回答をご確認ください。
39	03_要求水準書	P32	II	第4	4	(1)建設業務	建設工事中の駐車台数は245台以上とありますが、既存施設を従来通りに稼働させながらの為、新庁舎の建設計画場所は、現在も駐車スペースとして使用されている駐車場部に想定されるため、工事中の駐車台数を減少して頂く事はできないでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.132の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
40	03_要求水準書	P32	II	第4	4	(1)建設業務	<p>工事期間中に敷地外で確保する場合の想定利用者及び距離の限度など想定があれば示していただけませんか。また駐車スペースの一部について、軽自動車専用とすることは可能でしょうか。</p>	<p>敷地内は来庁者用を優先します。工事期間中に敷地外に駐車場を設ける場合は、利用上支障のない範囲で設けてください。具体的な距離の基準はありません。 工事期間中の駐車スペースは必ずしも全区画をにおいて2.5m×5mとする必要はありません。No.135の回答もご確認ください。</p>
41	03_要求水準書	P32	II	第4	4	(1)建設業務	<p>(1)建設業務 上記でも質疑しておりますが、現在の工事計画では工事期間中に駐車場台数245台を確保することが困難です。 縦列駐車に関しても質疑しましたが、来庁者、県職員の使いやすさに配慮するため245台という駐車場台数の見直しを実施いただき少しでも規定台数を減らしていただけませんか。</p>	<p>第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.132の回答をご確認ください。</p>
42	03_要求水準書	P32	II	第4	4	(1)建設業務	<p>工事期間中の駐車場は、245台が必要とされています。これは現在の駐車場の数が提示されているのでしょうか。また、事業者が敷地外に調達することでも問題ないでしょうか。その場合の費用はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>工事期間中、245台の確保が必要であるため、条件として提示しています。 敷地外に確保いただくことも可能です。その場合の費用は、事業費に含むこととなります。</p>

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
43	03_要求水準書	P35	Ⅲ	第1	7	業務体制	事業者側で管理スタッフ(警備員・設備技術員)を常駐させない体制とした場合、設備監視盤や自火報盤に対する1次対応は、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。(2次対応は事業者側にて駆け付け対応を行う想定です。)	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.142の回答をご確認ください。
44	03_要求水準書	P35	Ⅲ	第1	8	安全管理及び非常時の対応	例えば仮にボイラー、電気設備、ごみ置き場の管理責任者などを定める場合も、いずれも常駐が必要な管理責任者を事業者から選任することはないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	03_要求水準書	P36	Ⅲ	第1	10	その他の留意事項	多くの管球はLEDを使用するため、管球交換の頻度は少ないと考えますが、管球交換については庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様または各入居施設にて実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.146の回答をご確認ください。
46	03_要求水準書	P38	Ⅲ	第2	2	業務内容	施設管理上必要な点検(日常・定期)とありますが、要求水準書の各業務を拝見しますと技術者の常駐を求められているようには読めません。日常点検の頻度は事業者提案による、との理解で差支えないでしょうか。 ※諸室諸元表にも管理室や警備室の記載がありません	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.148の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
47	03_要求水準書	P47	Ⅲ	第8	2	(1)防犯警戒業務	巡回警備について、必要に応じて、とありますので頻度や実施有無含め提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.156の回答をご確認ください。
48	03_要求水準書	P47	Ⅲ	第8	2	(1)防犯警戒業務	安全確保の点では、1棟に集約されれば巡回せずとも一定の機能は果たされると考えられることから、巡回警備を前提としないことを検討いただけないでしょうか。	庁舎外の敷地を見渡すことができる防犯カメラの設置等を必須としていないことから、庁舎及び敷地全体を巡回警備を前提として提案してください。
49	03_要求水準書	P47	Ⅲ	第8	2	業務内容	庁舎や駐車場の開閉館作業、閉庁時を含む来客の案内等対応、落とし物対応、郵便物の仕分け等は、庁舎の施設管理をされる別府土木事務所総務課様にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.157の回答をご確認ください。
50	03_要求水準書	P50	Ⅲ	第10			備品・什器の移設に必要なコストと日数に影響するため、入札までのなるべく早い段階で、実物を見る機会を提供してもらえないでしょうか。	要求水準書 別紙5 移転予定既存備品一覧をご確認ください。現在のところ、現地見学会は予定しておりません。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
51	03_要求水準書	別紙1 現況配置図					測量による敷地境界確定後、提案時の建物配置が調整される可能性は認められると考えてよろしいでしょうか。	提案内容が変わらない範囲であれば支障ありません。
52	03_要求水準書	別紙1 現況配置図					上水道本管の口径と水圧をご教示ください。	宅内引込みは50mmです。水圧は0.2MPaで算定してください。
53	03_要求水準書	別紙1 現況配置図					下水放流先は敷地内の最終枡と思われませんが、その枡の様と深さをご教示ください。	最終枡の深さは不明です。
54	04_現況配置図	P1				バス停	用地内のバス停を利用するバスの車両緒元をご提示いただけますでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.167の回答をご確認ください。
55	07_諸室諸元表	P1					基準面積は+10%~-5%まで許容されていますが、要求水準内での増減に応じた加点・減点はありますでしょうか。	面積について値の大小による加点・減点はあります。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
56	07_諸室諸元表	P1				諸室諸元表及び各所属業務関連図	別府土木事務所の課名、業務委託①、業務委託②について、各所属業務関連図に表記がありません。配置について、別府土木事務所各課と別フロアに設置することは可能でしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.171の回答をご確認ください。
57	07_諸室諸元表	P2	東部保健所	東部保健所	検査課	検査室	BSL2実験室には特殊排水及び排水処理設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	不要です。
58	07_諸室諸元表	P2	東部保健所	東部保健所	検査課	検査室	BSL2実験室の実験機器類の設置台帳をご教示ください。それとも質問回答No.173の現施設のレイアウトは第2回(令和4年11月11日)回答の公表を予定とありますので、公表された機器及び台数と同様と考えてよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.173の回答をご確認ください。
59	07_諸室諸元表	P2	東部保健所	東部保健所	検査課	検査室	備考欄に特殊設備を入れるとありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.173の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
60	07_諸室諸元表	P3	東部保健所	東部保健所	大分県食品衛生協会		保健所の要求について、実施方針に記載のある1F 900㎡程度という内容と、諸室諸元表大分県食品衛生協会の欄にある「健康安全企画課と検査課とは同フロアにする」の記載について整合がとれません。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	別添の各所属業務関連図に記載のとおり、地域保健課と検査課は1階に配置する必要がありますが、健康安全企画課と衛生課は必ずしも1階でなくても差し支えありません。大分県食品衛生協会は、諸室諸元表に記載のとおり、健康安全企画課と衛生課と同フロアとしてください。 併せて、諸室諸元表 東部保健所 大分県食品衛生協会の「位置・室構成」欄にある、「・業務上関連性の高い健康安全企画課及び検査課と同フロアとする。」は、「・業務上関連性の高い健康安全企画課及び衛生課と同フロアとする。」に修正します。
61	07_諸室諸元表	P2	保健所	東部保健所	東部保健所		保健所の処置室は中待合室を含めて30㎡かどうか。中待合室は処置室と別に適宜面積が必要か。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.174の回答をご確認ください。
62	07_諸室諸元表	P2	東部保健所	東部保健所	検査課	検査室	検査機器の老朽化に伴う処分や新規機器の導入の想定はあるでしょうか。また移設に専門事業者の対応が必要なものはあるでしょうか。	基本的には既存の機器を全て移設する予定です。処分が発生した場合の対応はNo.101と同様です。後段については、必要が生じた場合は県が対応します。
63	07_諸室諸元表	P5					大型車(2台)の大きさレントゲンバスは普段敷地内で利用することはなく出張用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
64	07_諸室諸元表	P5					諸室諸元表では車庫棟に必要な面積の合計値が515㎡となつていますが、別添資料1の庁舎概要では車庫、倉庫等の基準面積が500㎡となっています。面積の上限・下限の基準となる面積は500㎡の方でしょうか。その場合諸元表の面積削減分をご教示お願いします。	車庫棟は要求水準書の500㎡に合わせ、諸室諸元表を修正します。諸室諸元表の「倉庫」の面積を100㎡→85㎡に修正します。
65	07_諸室諸元表	P5	車庫棟			車庫	車庫300㎡以上について、入札説明書17Pの屋外駐車場にて、整備する駐車場は270台以上であるが、車庫棟と屋外駐車場合わせて270台以上とすれば問題ないと記載されています。 車庫棟に駐車できる車の台数と屋外駐車場の車の台数が事業者提案であるならば、車庫に求められる面積が300㎡では事業者の自由な提案ができないため、車庫の求める面積は適宜と変更し、入札説明書16P(2)整備すべき機能の概要にて記載のその他(車庫、倉庫等)の基準面積も見直しただけではないでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.182の回答をご確認ください。
66	07_諸室諸元表	P5	その他			犬・猫等の拘留施設	備考欄の設備内容と設備関連の内容が一致しません。どちらが正かご教示ください。	備考欄が正しいため、「設備関連」の欄を追記します。また、換気設備についての記載がなかったため併せて追記します。
67	07_諸室諸元表					面積	各施設の執務室の面積について、想定している一人当たりの面積(㎡)がありましたらご教示ください。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.185の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
68	07_諸室諸元表					面積	総事業費は、庁舎の規模4,500㎡をベースに積算しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	08_各所属業務関連図		-	-	-	各所属業務関連図【別紙4 別添】	別府土木事務所の課名、業務委託①、業務委託②について、各所属業務関連図に表記がありません。配置について、別府土木事務所各課と別フロアに設置することは可能でしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.171の回答をご確認ください。
70	11_提出書類作成要領	P1	1			資格確認に関する提出書類	資格確認提出書類において、余剰地活用事業者はどのように示せばよいでしょうか	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.197の回答をご確認ください。
71	14_(様式集)提案審査(2)		様式II-1-2				配置図縮尺が要項指定の1/400では収まらないので任意と考えてよいでしょうか。	配置図の縮尺は様式II-3-20に記載のとおり1/800としてください。様式II-1-2の記載を修正します。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
72	14(様式集)提案審査(2)		様式Ⅱ-2-4			長期収支計画表(余剰地活用事業除く)	維持管理業務費Aは、事業期間合計を15年間で平準化した金額を記載すればよろしいでしょうか。 維持管理業務費Bにつきましては、維持管理業務費Aと同様に事業期間合計を15年間で平準化した金額を記載、もしくは様式Ⅱ-4-9維持管理業務費見積書3と連動し年度ごとに変動する金額を記載、どちらを記載するかは、提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.207の回答をご確認ください。
73	16_基本契約書	P1	柱書				SPCを設立する場合における基本契約書の様式は、いつ開示して頂けますでしょうか。 入札までの開示が難しい場合には、SPCも基本契約書の当事者になるか、各事業契約の締結当事者にSPCも含まれるかなど、概要だけでも構いませんのでご教示ください。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.216の回答をご確認ください。
74	16_基本契約書	P14	別紙3	11条			「乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とあり、(2)に土地を転貸しないこととあります。 提案時には、余剰地を活用する企業を決めることが難しいため、実際に活用するまでに、どのような形態で参入して頂けるか不明確なため、あらゆる事が想定されます。 そのため、建て貸しの場合や、企業が自ら建物を建設する場合も考えられるため、文章に記載されている承諾を得ればどのようなパターンでも対応は可能と考えて良いでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.219の回答をご確認ください。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
75	19_工事請負契約書	P10	25条			請負代金額の変更方法等	請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。とありますが、提案時のプランをもとに協議によって規模、仕様の増減があった場合の金額協議方法について明確な基準がありましたらご教授願います。例えばご指示により面積の増減が発生した場合、㎡当りあるいは坪当り換算での金額増減となりますか。仕様や物品の増減であれば比較的金額差を算出し易いと考えられますが、建物の規模等においては、一般的な公共事業であればあらかじめ設計が完了し明確にされておりますが、DBO方式では提案後、打合せにより規模が変更となる可能性があります。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.238の回答をご確認ください。
76	19_工事請負契約書	P10	26条	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本条第1項において、契約締結日から12月を経過したのちに請負代金の変更を請求できるとあり、第4項において、請負代金額の変更を行った場合、契約締結日を直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日とするとありますが、2度目の請負代金額の変更が可能となるのは最短で2年後となり、柔軟な変更交渉の妨げになると考えます。1.5%の条項があるので12月経過したのちに制限することは必要ないと考えます。削除していただけないでしょうか	請負代金の2回目の変更時期については、原則1回目の変更から12ヶ月を経過した後としています。工期や議会の開催時期を踏まえ、調整させていただきます。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
77	19_工事請負契約書	P10	26条			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本条において、物価変動に基づく請負代金額の変更を実施するためには、どの時点から現在時点において物価が変動しているかを確認する必要があります。この、どの時点の物価指数を基準日とするかは今回の予定価格を設定した年月日を最初の基準日とするという理解でよろしいでしょうか。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.245の回答をご確認ください。
78	19_工事請負契約書	P10	26条			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価指数の基準日は、予定価格が決定された10月3日との理解で問題ないでしょうか。	物価上昇の協議時点で、請負金額とどれだけの乖離があるかを検討するため、基準日は入札日となります。
79	19_工事請負契約書	P10	26条			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	公告日から、入札日までの物価変動リスクは、事業者が負うという理解でよろしいでしょうか。 仮に事業者が10月時点で積算を行うのであれば、10月から入札日までの変動は事業者がリスクを負うという理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札日時点までの変動を見込んだ金額を設定していただけるものと考えています。 後段については、仮に10月時点を基準として積算をされるのであれば、ご理解の通りです。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
80	22_要求水準書(案)に関する質問回答	P2	No.12				「土石流危険渓流」の指定について、土砂災害警戒区域に指定されていないとのことですが、当該敷地は土石流に晒される危険はないと、県では判断していると考えてよろしいでしょうか。	土石流について、ハザードマップの記載以上の災害を想定した対応は不要です。
81	23_その他					SPC設立に伴う事業契約書について	今回公表されている各業務の事業契約書(案)はSPCを設立した場合において適用できる契約書(案)ではないため、SPCを設立した事業者向けの設計、工事監理、建設、維持管理業務が一本化された事業契約書(案)の開示を希望いたします。SPCを設立した上での事業提案を行う際、事前に書面の確認が必要であるため、早急の開示をお願いいたします。	第2回入札説明書等に関する質問の回答(令和4年11月11日公表)のNo.278の回答をご確認ください。
82	23_その他					SPC設立に伴う事業契約書について	No.50の質問と同様、現在の契約形態としている理由をお聞かせいただけますか。DBO方式を採用する事業で、事業契約を一括して締結する例も見られます。	国交省による設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)(平成21年3月)では、建設業法上、設計企業は設計の責任を負い施工に関する連帯責任を負わないことを、また、建設企業は施工の責任を負い設計に関する連帯責任を負わないことを明確にする必要がある、とされています。この考え方にに基づき、個々の業務ごとに契約を締結する形態としています。

No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
83	23_その他					SPC設立に伴う事業契約書について	入札説明書で、SPC設立を任意とする理由をお聞かせいただけますか。	特別目的会社の設立有無は、事業者の判断に委ねることとしているためです。
84	23_その他					SPC設立に伴う事業契約書について	SPCは、いずれの業務の契約も締結できないのでしょうか。また、代表企業は各業務の連帯責任を負うことになっています。SPCを設立した場合、リスクのみ負うことになるのでしょうか。	前段については、事業者側で検討・整理いただき、法的に問題ないと判断し、県に対し合理的な説明があった場合は、契約の締結は可能となります。少なくとも、維持管理業務については、SPCとの契約の締結は可能と考えています。後段については、基本契約第13条の以下の条文を削除するほか、基本協定の関連する条文を修正します。基本契約第13条の削除箇所:「いずれかの企業グループが本条に基づき県に対して損害賠償責任を負担する場合、代表企業は連帯してかかる責任を負担する。」